

# ホルスタイン種雄牛精液の輸出証明取扱要項

制定	昭48. 5. 1	
改正	昭57. 9. 28	昭60. 4. 1
	平元. 4. 1	平 8. 4. 1
	平 9. 4. 1	平14. 4. 1
	平18. 7. 10	平26. 4. 1
	令元. 10. 1	

## (目 的)

第1 ホルスタイン種雄牛の精液を輸出するために、本会の証明を必要とする場合は、この要項により取扱う。

前段にいう輸出とは、有償、無償及びバーター制によるもの等、精液を国外に出す場合のすべてを含むものとする。

## (申 込)

第2 この要項により証明を受けようとする者は、申込書により本会に申し込むものとする。

ただし、本会が必要と認めた場合は、関係書類の提出を求めることがある。

## (立 会)

第3 前項の申込みがあった場合は、本会職員が精液の採取・処理等に立会する。

## (証明書)

第4 本会が前項により立会した場合は、証明書を交付する。

ただし、本会と受入国の関係団体との間に特別の協定がある場合は、その様式によることができるものとする。

## (証明書の交付)

第5 証明書は、同一種雄牛の精液の出荷毎に交付する。

ただし、証明書の再交付はしない。

## (料 金)

第6 証明書交付料は次のとおりとする。

なお、立会に要する職員旅費等の経費は、申込者の負担とする。

種雄牛毎1件につき

22,000円

## (施 行)

第7 この要項は、令和元年10月1日から施行する。